

船橋市事業所内保育事業認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市以外の者が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可および認可を受けた事業所内保育事業を行う者（以下「事業者」という。）が当該事業所内保育事業について行う変更、廃止又は休止等に関する手続等について、法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事前協議)

第2条 市以外の者が新たに事業所内保育事業を実施しようとするときは、その計画の段階で、市長と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議は、船橋市事業所内保育事業認可等事前協議書（第1号様式）にその計画の内容を付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による事前協議があったときは、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号。以下「条例」という。）その他関係法令に基づき、事前協議にかかる計画の内容について、次の各号に掲げる事項を審査し、その結果を事前協議した者に通知するものとする。

- (1) 数量的、地域的な必要性
- (2) 条例その他関係法令等との適合性
- (3) 事業者となろうとする者又は事業者の資質及び経済的基礎等の基本的要件
- (4) 運営内容
- (5) その他必要と認める事項

(承認された計画の着手等)

第3条 前条第3項の規定による審査の結果、その計画の内容について承認を受けた者は、事前協議の内容その他市長が必要と認めた事項を遵守して、速やかに計画に着手するものとし、やむを得ない理由により、計画の内容に変更が生じるときは、その変更の可否等について、あらかじめ市長と協議するものとする。

(認可の申請)

第4条 事業所内保育事業の実施に関し、法第34条の15第2項の認可を受けようとする者は、第2条から第3条の手続き等を経て、船橋市事業所内保育事業認可申請書（第2号様式）に児童

福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の36第1項各号及び第2項各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（認可等）

第5条 市長は、前条の規定による認可の申請があったときは、法第34条の15第3項の規定に基づき内容を審査し、認可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、事業所内保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により事業所内保育事業を認可すると決定したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。） 船橋市事業所内保育事業認可通知書（第3号様式）

(2) 社会福祉法人等以外の者 船橋市事業所内保育事業認可通知書（第4号様式）

4 市長は、第1項の規定により事業所内保育事業を認可しないと決定したときは、船橋市事業所内保育事業不認可通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（内容等変更手続き）

第6条 事業者は、事業所内保育事業について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その計画の段階で、第2条第1項の規定に準じて事前協議を行うものとする。

(1) 名称、種類及び位置

(2) 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面

(3) 事業の運営についての重要事項に関する規程

(4) 経営の責任者及び施設長

(5) 定款、寄附行為その他

2 事業者は、第2条から第3条の規定に準じた手続き等を経て、前項第1号又は第5号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から起算して1月以内に、また、第2号から第4号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ船橋市事業所内保育事業内容等変更届（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、船橋市事業所内保育事業内容等変更届受理通知書（第7号様式）により、事業者に通知するものとする。

（廃止又は休止の手続き）

第7条 事業者は、認可を受けた事業所内保育事業を廃止又は休止しようとするときは、事業所内保育事業の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、相当期間の余裕をもって廃止又は休止について市長と協議し、原則として事業所内保育事業を廃止又は休止しようとする日の3月前までに船橋市事業所内保育事業廃止（休止）承認申請書（第8号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

（廃止又は休止の要件）

第8条 市長は、前条の規定により、事業所内保育事業の廃止の承認の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする事業所内保育事業を行う地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに保育を必要とする児童の数から、事業所内保育事業の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。
- (2) 現に保育を受けている児童に係る措置が適切であり、継続して保育が提供されるよう他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 財産処分の方法が適切で、かつ、当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする事業所内保育事業を行う事業所の整備等に国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 廃止しようとする事業所内保育事業にかかる事業者の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 廃止について社会福祉法人の理事会の議決その他法人の定款等に定める所定の手続きを経ていること。
- (7) 事業者が社会福祉法人である場合は、定款の変更又は法人の解散等について所轄庁の認可又は認定を得られる見込みがあること。
- (8) 事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、廃止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。
- (9) その他当該事業所内保育事業の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条の規定により、事業所内保育事業の休止の承認の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に保育を受けている児童に係る措置が適切であり、継続して保育が提供されるよう他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款等に定める所定の手続きを経ていること。
- (4) 休止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。
- (5) その他当該事業所内保育事業の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止又は休止の承認)

第9条 市長は、第7条の規定により事業所内保育事業の廃止又は休止の申請があったときは、前条の規定により審査し、事業所内保育事業の廃止又は休止を承認する場合は、船橋市事業所内保育事業廃止（休止）承認通知書（第9号様式）により、承認しない場合は、船橋市事業所内保育事業廃止（休止）不承認通知書（第10号様式）により、廃止又は休止の申請をした事業者に通知するものとする。

(改善命令等)

第10条 市長は、法第34条の17第3項の規定に基づき、認可を受けた事業所内保育事業の設備又は運営が関係法令等に規定する基準に達しない場合には、事業者に対して期限を定めて必要な改善を勧告し、さらに事業者がその勧告に従わず、かつ、児童の福祉に有害であると認められるときは、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の制限又は停止命令)

第11条 市長は、事業者が前条の規定による改善命令に従わないときは、法第34条の17第4項の規定に基づき、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(認可の取消し)

第12条 市長は、事業者が前条の規定による事業の制限又は停止命令に従わず、他の方法により運営の適正を期しがたいと認められるときは、法第58条第2項の規定に基づき認可の取消しを

行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業所内保育事業の認可、内容等の変更、廃止、休止等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月24日から施行し、令和5年11月14日から適用する。

船橋市長あて

所在地又は住所
 名 称
 代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業認可等事前協議書

下記のとおり、事業所内保育事業の（実施計画・変更計画）について、船橋市事業所内保育事業認可等要綱第2条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて事前協議します。

事業所内保育事業の概要	事業所内保育事業 名 称 (仮 称)			
	定 員	_____ 名 (内訳)		
		定員（地域枠含む）		定員の内 地域枠
		0歳	1歳	
事業計画地	船橋市			
延床面積				m ²
認可及び 認可変更内容				

第2号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所
名 称
代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、事業所内保育事業（事業所内保育事業名）を実施したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第1項及び第2項の規定により関係書類を添付して次のとおり申請します。

記

1. 事業の種類 事業所内保育事業
2. 事業所の名称
3. 事業所の所在地

第3号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

船橋市事業所内保育事業認可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった（事業所内保育事業名）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により、認可します。

様

船橋市長 松戸 徹

船橋市事業所内保育事業認可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった（事業所内保育事業名）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第34条の15第2項の規定により下記の条件を付して認可します。

記

1. 船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号。）の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
2. 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第11号。）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。）第50条において準用する第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、事業所内保育事業に係る区分を設けること。
3. 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び「船橋市事業所内保育事業の認可に関する審査基準」（以下「審査基準」という。）別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
4. 毎会計年度終了後3ヶ月以内に、次に掲げる書類に、事業所内保育事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など市が必要と認める書類
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、事業所内保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、審査基準別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

様

船橋市長 松戸 徹

船橋市事業所内保育事業不認可通知書

平成 年 月 日付で申請のあった（事業所内保育事業名）については、下記の理由により認可しないので、通知します。

記

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市長 へ

所在地又は住所
名 称
代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業内容等変更届

事業所内保育事業（事業所内保育事業名）の内容を変更するので、児童福祉法施行規則第36条の3第3項及び第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更内容

()

認可を受けた定員を変更する場合は、下欄に現在の定員及びその増減並びに変更後の定員を記載すること。

(年齢別増減内訳)

(単位：人)

区分	定員（地域枠含む）			定員の内 地域枠	合計
	0歳児	1歳児	2歳児		
現在					
増減					
計					

4. 変更理由

5. 変更（予定）年月日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市事業所内保育事業内容等変更届受理通知書

平成 年 月 日付で、児童福祉法施行規則第36条の36第3項及び第4項の規定により届出のありました事業所内保育事業（事業所内保育事業名）の内容変更については、下記のとおり受理したので通知します。

記

1. 事業所の名称
2. 所在地
3. 変更内容
4. 変更（予定）年月日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業廃止（休止）承認申請書

児童福祉法第34条の15第7項の規定により、事業所内保育事業（事業所内保育事業名）の廃止（休止）の承認を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の37第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 事業所の名称 (定員 名)
2. 廃止（休止）の理由
3. 廃止（休止）しようとする日
4. 入所させている者の処理
5. 廃止しようとする者にあつては当該施設の財産の処分方法及び債務の弁済計画
6. 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

添付書類

- ①前年の決算書
- ②当該年度の予算書
- ③廃止（休止）に関する経緯を確認できる法人の理事会その他議決機関の議事録の写し、又はそれに準じる書類

注

- ①廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- ②財産の処分は、現在の施設所有の財産についてその処分方法を具体的に記載すること。
なお、寄付金、補助金等によって得た財産については、補助事業名、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

第9号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

船橋市事業所内保育事業廃止（休止）承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった（事業所内保育事業名）の廃止（休止）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第7項の規定により、廃止（休止）することを承認します。

第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

船橋市事業所内保育事業廃止（休止）不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった（事業所内保育事業名）の廃止（休止）については、下記の理由により承認しないので、通知します。

記

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。